

I 一般社団法人神奈川県建設業協会 災害対策行動計画(抜粋)

第1章 総則

(会員等の基本姿勢)

第2 会員及び事務局職員(以下「会員等」という。)は、災害対策が機動的に実施できるよう、日頃から次の事項について、心掛けるものとする。

- (1) 災害発生時に、スムーズな対応がとれるよう、あらかじめ情報収集体制や連絡体制を整備するとともに、復旧活動に不可欠な資機材の確保に努めるものとする。
- (2) 大規模災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、すみやかに災害対策本部を立ち上げ、指揮命令系統、役割分担を踏まえて、会員等が一致協力して対応するものとする。
- (3) 災害対策における情報の重要性を認識し、的確な情報収集とともに、情報の一元管理、迅速な情報提供に努めるものとする。
- (4) 行政機関と締結した協定(別紙1「本部・支部及び地元建設業団体災害協定締結状況」を参照)や覚書等の内容、また、行政機関から受領した行動マニュアル等を理解するよう、努めるものとする。
- (5) 行政機関の災害訓練に参加するほか、自主的な訓練についても積極的に実施するよう、努めるものとする。

第2章 事前準備

(会員における準備)

第6 会員は、災害発生時に適切な対応がとれるよう、日頃から次の事項について、準備するものとする。ただし、支部単位で実施することが適当と判断される場合は、支部単位で準備するものとする。

- (1) 事業継続計画(BCP)の策定、災害時の行動マニュアル作成など、災害発生時に適切な対応が図れる体制を講じておくこと
なお、行動マニュアル作成の際は、別紙2「災害時の行動・連絡体制フロー図(会員企業用)」を参照のこと
- (2) 災害発生時に的確に連絡がとりあえる手段を確保するよう努めること
(衛星携帯、無線電話、連絡用自転車等)
- (3) 災害復旧に必要な資機材を確保(優先供給契約の締結を含む。)しておくこと
- (4) 災害復旧に携わる者の食糧等を確保しておくこと

第3章 災害発生時の対応

(会員企業及び支部の対応)

第9 災害が発生した場合の会員企業及び支部の対応は次のとおりとする。

- (1) 会員企業は、一般社団法人神奈川県建設業協会の一員として、行政等と締結している災害協定の定めに基づき、又は協定に基づく要請があった場合には、ただちに出動体制を整え、地域の災害の状況を把握したうえで、すみやかに出動して組織的な災害応急活動を行うこととする。

また、会員が出動する際の具体的な手順等については、それぞれ協定を締結している行政機関の指示に従うこととなるが、県土木事務所等からの出動要請があった場合は、「県土整備局 地震時行動マニュアル（協定会社編）」に留意して対応するものとし、県指定公共建築物の点検のために出動する場合は、「公共建築物に係る地震時の点検等運用マニュアル」（抜粋）を参照して点検を行う。

(災害対策の実行)

第15 会員等は、災害対策本部で決定した事項若しくは本部長が決定した事項又は本行動計画の趣旨に沿った災害対策をすみやかに実行するものとする。
なお、地域災害対策本部で決定した事項にあっても、同様とするものとする。

第4章 補則

(臨機の措置)

第16 会員等は、大規模災害等で、直ちに災害対策を実行しなければならないときで、かつ、所定の手続きを経る間がないとき又は権限のある者が不在のときは、常任理事会であらかじめ決定された事項及び本行動計画等に従い、臨機に災害対策を実行するものとする。

この場合、臨機に対応した会員等は、臨機に対応した事項を権限のある者又は上位の者に報告しなければならない。また、報告を受けた上位の者は、権限のある者に報告しなければならない。

別紙 1

本部、支部及び地元協会の災害協定締結状況

1. (一社) 神奈川県建設業協会の行政機関等との協定締結状況

| 番号 | 締結機関 | 協定名 | 締結年月日 | 備考 |
|----|----------|--|--------------------|--|
| 1 | 関東地方整備局長 | 災害時における関東整備局管内の災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定書 | 平成 27 年 2 月 27 日改正 | ・災害協力可能会員をあらかじめ名簿登載し、大規模災害が発生した場合に、国からの要請内容に応じて協力できる会員を協会内で調整し、災害対応を行うとともに、建設資材等の提供を行う。 (協力要請から物資調達までの手順等について細目等を同時締結済) |
| 2 | 神奈川県知事 | 地震等の災害応急活動に関する協定書 | 平成 27 年 4 月 1 日改正 | ・協定に基づき、大規模地震が発生により公共土木施設等に被害が生じた場合、その機能確保・回復のために協力要請があった場合、会員等への連絡調整及び災害応急活動等を行うための基本協定 (本部は県と支部等との各種連絡調整) (支部・地元協会等は本協定及び各土木事務所との業務協定により、具体的な災害対応を行う。) |
| 3 | | 神奈川県公共建築物に係る地震時の点検等の協力に関する協定書 (指定施設一覧及び自動出動会員一覧 添付) | 平成 26 年 3 月 27 日 | ・協定に基づき、あらかじめ出動する会員を指定(自動出動会員)し、大規模地震発生時に指定された公共施設への自動出動会員の点検パトロールを実施を行うとともに、他の公共施設についても点検要請があった場合に会員が出動する。 |
| 4 | | 地震等大規模災害時における災害廃棄物の撤去等に関する協定書 | 平成 29 年 4 月 3 日改正 | ・協定に基づく協力要請を受け、各支部と連携をとり、必要な人員、車両、資機材を調達し、災害廃棄物等の撤去を行う。 |
| 5 | | 災害時における応急仮設建設宅等に関する協定書 | 平成 17 年 4 月 1 日 | ・協定に基づき、応急仮設住宅建設のために協力できる人員をあらかじめ把握しておき、被災者のための住宅建設等の要請に対して、会員の選定・あっせんを行う。 |
| 6 | | 家畜伝染病発生時における防疫業務に関する基本協定書 | 平成 27 年 2 月 27 日 | ・家畜伝染病発生時に、県からの協力要請を受けて、重機での防疫作業(埋却溝の掘削、処分畜・汚染物品等の投入等)を行うための基本協定。 県(畜産課)からの連絡を受けて |
| | | | | |

| | | | | |
|----|--------------------------------|--|-------------------|--|
| | | | | 協会本部がすみやかに対応するための会員を特定し、出動する。 (地域県政総合センターと具体的な対応について協定が締結されている支部等についてはその協定により対応を行う。) |
| 7 | 県住宅営繕事務所長 | 県営住宅等に係る地震等の災害応急活動に関する協定書 (別表 添付) | 平成 26 年 2 月 14 日 | ・協定に基づき、あらかじめ指定された県営住宅の点検パトロールを行う会員を自動出動企業として指定し、大規模地震発生時には自動的に点検パトロールを実施するとともに、他の県営住宅についても住宅営繕事務所長から点検要請があった場合に会員を選定してパトロール活動を行う。 |
| 8 | 神奈川県内広域水道企業団 | 災害時における復旧工事の協力に関する協定書 | 平成 29 年 3 月 2 日改正 | ・災害時に、企業団が個別に災害協力協定を締結している業者から協力が得られなかった場合、協会に応援要請があるので、その要請に基づいて事務局において会員の中から対応可能な業者を選出して強力を依頼し、企業団に連絡する。し、対応を依頼する。 |
| 9 | 関東甲信越ブロック 10 都県協会 | 関東ブロック 10 都県協会による「広域的な災害支援、救援活動に関する協定書 | 平成 25 年 8 月 30 日 | ・大規模災害による広域被害発生時に、協定及び要領であらかじめ定めた連絡窓口を通じて連絡調整、相互救援・支援活動を行う。 (茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、新潟、長野) |
| 10 | (一社) 静岡県建設業協会 (一社) 山梨県建設業協会 | 災害時における相互応援に関する協定書 | 平成 17 年 2 月 3 日 | ・大規模災害による広域被害発生時に、協定に基づき連絡調整、相互救援・支援活動を行う。 (静岡、山梨、神奈川) |

2. 支部・地元協会の国・県及び市町村との協定締結状況

| 県機関名 | 協定名 | 締結団体名 (締結年月日) | 協定対象 企業数 | 備考 |
|-----------|---|--|-------------|----------|
| 横浜川崎治水事務所 | 地震・風水害・その他災害応急工事に関する業務協定 | 災害防止対策連絡協議会 | 85社 | 会長会社が事務局 |
| 横浜支部 | | | | |
| 横浜市 | 災害時における緊急巡回及び応急措置等に関する横浜市と一般社団法人横浜建設業協会並びに一般社団法人神奈川県建設業協会横浜支部との協定 | 横浜支部・(一社) 横浜建設業協会 (平成 23 年 4 月 1 日) | 横浜支部 33社 | |

| | | | | |
|----------------------|---|----------------------------|-------------|-----------------|
| | 横浜市公共建築物に係わる震災時の応急措置等の協力に関する協定 | 同上 (平成10年10月31日) | 横浜支部 33社 | |
| | 風水害、地震その他によるがけ崩れ災害に係る応急措置等に関する横浜市と一般社団法人横浜建設業協会並びに一般社団法人神奈川県建設業協会横浜支部との協定 | 同上 (平成26年11月19日) | 横浜支部 33社 | |
| 川崎支部・地元協会 | | | | |
| 県川崎治水センター | 地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定 | 神奈川県工事対策協議会(平成22年4月1日) | 川崎市内 67社 | 事務局:(一社)川崎建設業協会 |
| 川崎市 | 災害時における応援に関する協定 | (一社)川崎建設業協会 (平成5年7月19日) | 100社 | |
| | 地震等大規模災害時における被災建物等の解体撤去等に関する協定書 | 同上 (平成22年1月13日) | 100社 | |
| 相模原支部・地元協会 | | | | |
| 厚木土木事務所 | 地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定 | 相模原市建設業協会(H26.4.1) | 6社 | |
| 流域下水道整備事務所 | 地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定 | 相模原市建設業協会(H26.4.1) | 58社 | |
| 県央地区県政総合センター | 鳥インフルエンザ等発生時における防疫業務に関する細目協定 | 相模原市建設業協会・相模原支部(H28.3.1) | 28社 | |
| 企業庁 | 災害時における応急復旧工事の協力に関する協定 | 相模原市建設業協会(H20.11.19) | 14社 | |
| 厚木土木事務所 津久井治水センター | 地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定 | 相模原市建設業協会(H26.4.1) | 28社 | |
| 相模原市 | 災害時における応援に関する協定 | 相模原市建設業協会(H14.12.18) | 58社 | |
| | 凍雪害対策に係る協定 | 相模原市建設業協会(H22.11.25) | 58社 | |
| | 緊急補修工事等に関する覚書 | 相模原市建設業協会(H22.4.1) | 58社 | |
| | 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定 | 相模原市建設業協会(H16.1.28) | 58社 | |

| | | | | |
|----------------------|---|-----------------------------------|-----|--|
| (社) 県央建設業協会 | 地震、風水害、その他災害発生時における相互応援に関する業務協定 | 相模原市建設業協会 (H14.12.11) | 58社 | |
| 津久井支部・地元協会 | | | | |
| 厚木土木事務所 津久井治水センター | 津久井支部及び相模原支部との地震・風災害・その他の災害応急工事に関する業務協定 | 津久井支部 (平成26年4月1日) | 22社 | |
| 企業庁相模川ダム管理事務所 | 災害時における復旧工事の協力に関する協定 | 津久井支部 (平成23年4月1日) | 22社 | |
| 企業庁津久井水道営業所 | 災害時における応急復旧工事の協力に関する契約 | 津久井支部 (平成23年6月1日) | 22社 | |
| 企業庁谷ヶ原浄水場 | 災害時における応急・復旧工事等の協力に関する協定 | 津久井支部 (平成24年8月31日) | 22社 | |
| 流域下水道整備事務所 | 地震・風水害・その他の復旧工事の協力に関する業務協定 | 津久井支部 (平成26年4月25日) | 22社 | |
| 県央地域県政総合センター | 鳥インフルエンザ等発生時における防疫業務に関する細目協定 | 津久井支部 (平成28年3月1日) | 22社 | |
| 相模原市 | 災害時における応援に関する協定 | 相模原市津久井地区建設業連絡協議会 (平成19年6月25日) | 36社 | |
| 横須賀支部・地元協会 | | | | |
| 横須賀土木事務所 | 地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定 | (一社)横須賀建設業協会(平成26年3月31日) | 42社 | |
| 横須賀三浦地域県政総合センター | 鳥インフルエンザ等発生時における防疫業務に関する協定 | 同上 (平成29年3月25日) | 42社 | |
| 横須賀市 | 防災協定 | 同上 (平成24年3月29日) | 29社 | |
| 鎌倉支部・地元協会 | | | | |
| 横須賀三浦地区県政総合センター | 地震・風水害・その他災害応急工事に関する業務協定 | 同上 (平成15年3月31日) | 47社 | |
| 鎌倉市 | 災害時における応急対策等の協力に関する協定 | 鎌倉市建設業協会 (平成26年3月26日) | 24社 | |

| 藤沢支部・地元協会 | | | | |
|--------------|------------------------------|---|-----|--|
| 湘南地域県政総合センター | 鳥インフルエンザ等発生時における防疫業務に関する協定 | (一社)藤沢市建設業協会(平成28年12月28日) | 41社 | |
| 湘南地域県政総合センター | 鳥インフルエンザ等発生時における防疫業務に関する細目協定 | 藤沢支部、茅ヶ崎支部、平塚支部、秦野支部、伊勢原支部 (平成28年12月28日) | — | |
| 藤沢市 | 災害応急措置の協力に関する協定 | (一社)藤沢市建設業協会(平成24年6月5日) | 41社 | |
| 茅ヶ崎支部・地元協会 | | | | |
| 流域下水道整備事務所 | 地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定 | (一社)茅ヶ崎建設業協会(平成26年4月1日) | 26社 | |
| 神奈川県厚木土木事務所 | 地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定 | (一社)茅ヶ崎建設業協会(平成26年4月1日) | 26社 | |
| 湘南地域県政総合センター | 鳥インフルエンザ等発生時における防疫業務に関する細目協定 | 藤沢支部、茅ヶ崎支部、平塚支部、秦野支部、伊勢原支部 (平成28年12月28日) | — | |
| 茅ヶ崎警察署 | 災害発生時における支援に関する協定 | (一社)茅ヶ崎建設業協会(平成29年6月28日) | 26社 | |
| 茅ヶ崎市 | 災害時における応援に関する協定 | (一社)茅ヶ崎建設業協会(平成21年4月1日) | 26社 | |
| 平塚支部・地元協会 | | | | |
| 平塚土木事務所 | 地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定 | 平塚支部 (平成26年4月1日) | 33社 | |
| 厚木土木事務所 | 同上 | 同上 | 12社 | |
| 流域下水道整備事務所 | 同上 | 同上 | 9社 | |
| 企業庁平塚営業所 | 災害時における応急復旧工事の協力に関する契約 | 同上 (平成16年4月1日) | 29社 | |
| 湘南地域県政総合センター | 鳥インフルエンザ等発生時における防疫業務に関する細目協定 | 藤沢支部、茅ヶ崎支部、平塚支部、秦野支部、伊勢原支部 (平成28年12月28日) | — | |

| | | | | |
|----------------------|--------------------------------|---|--------------|---------------|
| 平塚市 | 災害時における応急復旧等の協力に関する協定 | (社)平塚建設業協会 (平成6年7月1日) | 40社 | |
| 小田原支部・地元協会 | | | | |
| 県西地域県政総合センター | 鳥インフルエンザ等発生時における防疫業務に関する協定 | (一社)湘南建設業協会 (平成28年12月1日) | 協会員 43社 | 足柄建設業協会と3者協定。 |
| 県西土木事務所 小田原土木センター | 地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定 | (一社)湘南建設業協会 (平成26年3月20日) | 協会員 43社 | 平成15年3月1日当初締結 |
| 流域下水道整備事務所 | 地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定 | 一般社団法人湘南建設業協会 (平成26年4月1日) | 会員19社(小田原地区) | 平成20年4月1日当初締結 |
| 足柄支部・地元協会 | | | | |
| 県西土木事務所 | 地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定 | (一社)足柄建設業協会 (平成26年4月1日) | 49社 | |
| 流域下水道整備事務所 | 同上 | 同上 (平成26年12月1日) | 8社 | |
| 県西地域県政総合センター | 鳥インフルエンザ等発生時における防疫業務に関する協定 | 同上 (平成28年12月1日) | 49社 | |
| 南足柄市 | 地震・風水害・その他の災害における応急工事等に関する業務協定 | 同上 (平成26年9月30日) | 49社 | |
| 足柄上郡5町 | 同上 | 同上 | 49社 | |
| 秦野支部・地元協会 | | | | |
| 平塚土木事務所 | 地震・風水害・その他災害応急工事に関する業務協定 | 秦野支部 (平成26年4月1日) | 18社 | |
| 流域下水道整備事務所 | 同上 | 秦野支部 (平成20年4月1日) | 18社 | |
| 湘南地域県政総合センター | 鳥インフルエンザ等発生時における防疫業務に関する細目協定 | 藤沢支部、茅ヶ崎支部、平塚支部、秦野支部、伊勢原支部 (平成28年12月28日) | —— | |
| 秦野市 | 災害時における応急措置等への協力についての協定 | 秦野建設業協会 (平成24年11月9日) | 27社 | |

| | | | | |
|----------------|---------------------------------|---|-----|---------------------|
| | 公共用施設損傷箇所等の情報提供等に関する協定 | 秦野建設業協会 (平成22年4月1日) | 27社 | |
| 伊勢原支部・地元協会 | | | | |
| 平塚土木事務所 | 地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務 | 伊勢原支部 (平成26年4月1日) | 26社 | |
| 企業庁厚木水道営業所 | 災害時における応急復旧工事の協力に関する | (一社)伊勢原市建設業協会(平成14年4月1日) | 31社 | |
| 流域下水道整備事務所 | 地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務 | (一社)伊勢原市建設業協会(平成26年4月23日) | 31社 | |
| 湘南地域県政総合センター | 鳥インフルエンザ等発生時における防疫業務に関する細目協定 | 藤沢支部、茅ヶ崎支部、平塚支部、秦野支部、伊勢原支部 (平成28年12月28日) | — | |
| 伊勢原市 | 災害時における応援に関する協定 | (一社)伊勢原市建設業協会(平成25年8月1日) | 31社 | |
| 県央支部・地元協会 | | | | |
| 厚木土木事務所 | 地震・風水害・その他災害応急工事に関する業務協定 | 県央支部 (平成26年4月1日) | 38社 | 厚木市座間市海老名市綾瀬市愛川町清川村 |
| 厚木土木事務所 東部センター | 同上 | 東部センター災害対策連絡協議会(平成26年7月1日) | 7社 | (県央支部会員) |
| 流域下水道整備事務所 | 同上 | 県央支部 (平成26年4月1日) | 45社 | |
| 県央地区県政総合センター | 鳥インフルエンザ等発生時における防疫業務に関する細目協定 | 同上 (平成28年2月2日) | 47社 | |
| (一社)相模原建設業協会 | 地震・風水害・その他災害発生時における相互応援に関する業務協定 | 同上 (平成14年12月11日) | 47社 | |
| 厚木市 | 地震等の災害応急活動に関する協定書 | (社)厚木市建設業協会 (平成17年10月1日) | 49社 | 厚木市 |
| 綾瀬市 | 災害復旧工事等業務協定書 | (社)綾瀬市建設業協会(平成17年3月15日) | 24社 | 綾瀬市 |
| 愛川町 | 災害時における応急措置についての協定書 | (社)愛川町建設業協会(平成9年1月6日) | 10社 | 愛川町 |

| | | | | |
|-------------------|--|--|----------------|---------------------------|
| 清川村 | 災害発生時の応急復旧に関する協定 | (一社)清川村建設協力会() | 5社 | 清川村 |
| 企業庁厚木営業所 | 災害時における応急復旧工事の協力に関する協定 | 厚木管友会 (平成14年4月1日) | 14社 | 厚木市・愛川町 |
| 海老名支部 | | | | |
| 流域下水道整備事務所 | 地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定 | 海老名支部 (平成26年4月16日) | 11社 | |
| 厚木土木事務所 | 地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定 | 海老名支部 (平成26年6月16日) | 11社 | |
| 厚木土木事務所 東部センター | 東部センター災害対策連絡協議会との地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定 | 東部センター災害対策連絡協議会 (平成26年7月1日) | 海老名支部会員 11社 | 大和市・海老名市・綾瀬市・座間市の建設4団体で構成 |
| 県央地域県政総合センター | 鳥インフルエンザ等発生時における防疫業務に関する細目協定書 | 海老名支部 (平成28年3月1日) | 11社 | |
| 海老名市 | 放射能濃度緊急事態の場合における応援に関する協定書 | 一般社団法人海老名市建設業協会(平成23年8月20日) | 24社 | |
| | 災害時等における応急対策活動等の協力に関する協定書 | 一般社団法人海老名市建設業協会(平成28年7月1日) | 24社 | |
| 大和支部・地元協会等 | | | | |
| 企業庁大和水道営業所 | 災害時における応急復旧工事の協力に関する契約 | (一社)大和建设業協会 (平成22年3月1日) | 24社 | |
| 厚木土木事務所 東部センター | 地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定 | 東部センター災害対策連絡協議会<事務局：大和支部> (平成26年7月1日) | 13社 | 大和市・海老名市・綾瀬市・座間市の建設団体で構成 |
| 県央地域県政総合センター | 鳥インフルエンザ等発生時における防疫業務に関する細目協定 | 大和支部 (平成28年3月1日) | 6社 | |
| 大和市 | 災害応急対策の応援に関する協定 | (一社)大和建设業協会 (平成20年7月1日) | 24社 | |

3. その他の機関との協定締結状況

| 機関名 | 協 定 名 | 締結団体名 (締結年月日) | 協定締結 対象企業数 | 備 考 |
|-------------|-------------------------------|-------------------------------------|---------------|---------------------------------|
| 藤沢エフエム放送(株) | 災害時等における放送協力 (レディ防)に関する協定書 | (一社)藤沢市建設業協会 (平成 28 年 11 月 24 日) | 4 1 社 | 災害時又は 犯罪防止の ため、広く 情報伝達 |
| | 同 上 | (一社)茅ヶ崎建設業協会 (平成 29 年 2 月 24 日) | 2 6 社 | |

地震時マニュアルポケット版の中の写真出典一覧

| ページ | 出典図書 | 発行所 |
|-----|-------------------------------------|-----------------------|
| 1 | 阪神・淡路大震災 被害調査報告書 | (社) 建設コンサルタント協会 |
| 8 | 復旧に向けて 阪神・淡路大震災の 記録 | 提供：西宮市総務課 (情報公開担当) |
| 13 | 阪神・淡路大震災 被害調査報告書 | (社) 建設コンサルタント協会 |
| 19 | 阪神・淡路大震災 被害調査報告書 | (社) 建設コンサルタント協会 |
| 20 | 阪神・淡路大震災 被害調査報告書 | (社) 建設コンサルタント協会 |
| 22 | 阪神・淡路大震災 被害調査報告書 | (社) 建設コンサルタント協会 |
| 23 | 阪神・淡路大震災 被害調査報告書 | (社) 建設コンサルタント協会 |
| 28 | M7.2 技術者の見た 阪神・淡路大震災 その被害と復旧" | (社) 全日本建設技術協会 |

地震時行動マニュアル

— 建設業者向けポケット版 —

令和5年3月

編集・発行：一般社団法人神奈川県建設業協会

監 修：神奈川県県土整備局総務室

印 刷：若葉印刷(株) 東京都千代田区内神田2-4-4

知ってほしい、より安心の制度。

掛金負担
が軽減
契約者割戻金制度
がスタート
(令和4年4月より)

手厚い補償
保険金区分合計
最高5,000万円

労働者と
企業の
リスクをカバー

今すぐ、ご加入を!

制度が変わって、安心充実。

法定外労災補償制度

建設共済保険

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門畔平タワー 11階

■ 取扱機関: (一社)神奈川県建設業協会
〒231-0011 横浜市中区太田町2-22
Tel. 045-201-8451 Fax. 045-201-2767



正確な掛金の試算や資料請求はこちらまで



0120-913-931

受付時間 午前9:00～午後5:00(土日祝を除く)

建設共済保険

検索

<https://www.kyousaidan.or.jp/>